

社債を発行して資金調達したい方へ

特定社債保証【略称：私募債】

長期の安定した資金調達が図れます。
企業としてのステータス向上効果が期待できます。
上場に向けての第一歩としての意義があります。

保証の要件

本保証のお申込は、原則としてすでに取引のある金融機関経由となります。

保証対象	中小企業信用保険法に定める中小企業者で「会社」に限ります。
保証対象	原則、取扱金融機関との共同保証方式
発行額	一回の最低発行額 3,000万円 発行最高限度額 5億6,000万円 ※ 当協会の保証金額は発行額の8割となります。 また、特定社債保証以外の保証分（経営安定関連保証に係る保証を除く）を含めて5億円を上限とします。
資金用途	運転・設備
保証期間	2年以上7年以内
担保	原則として保証金額2億円（発行額2億5,000万円）を超える場合には、当協会にて担保設定させていただきます（登録免許税の軽減措置があります）。
保証人	不要
保証料率	保証協会所定の料率

以下の基準【1】～【3】について、(1)の要件を満たす中小企業で、(2)または(3)のいずれかを満たし、かつ(4)または(5)のいずれかを満たすことを要します。

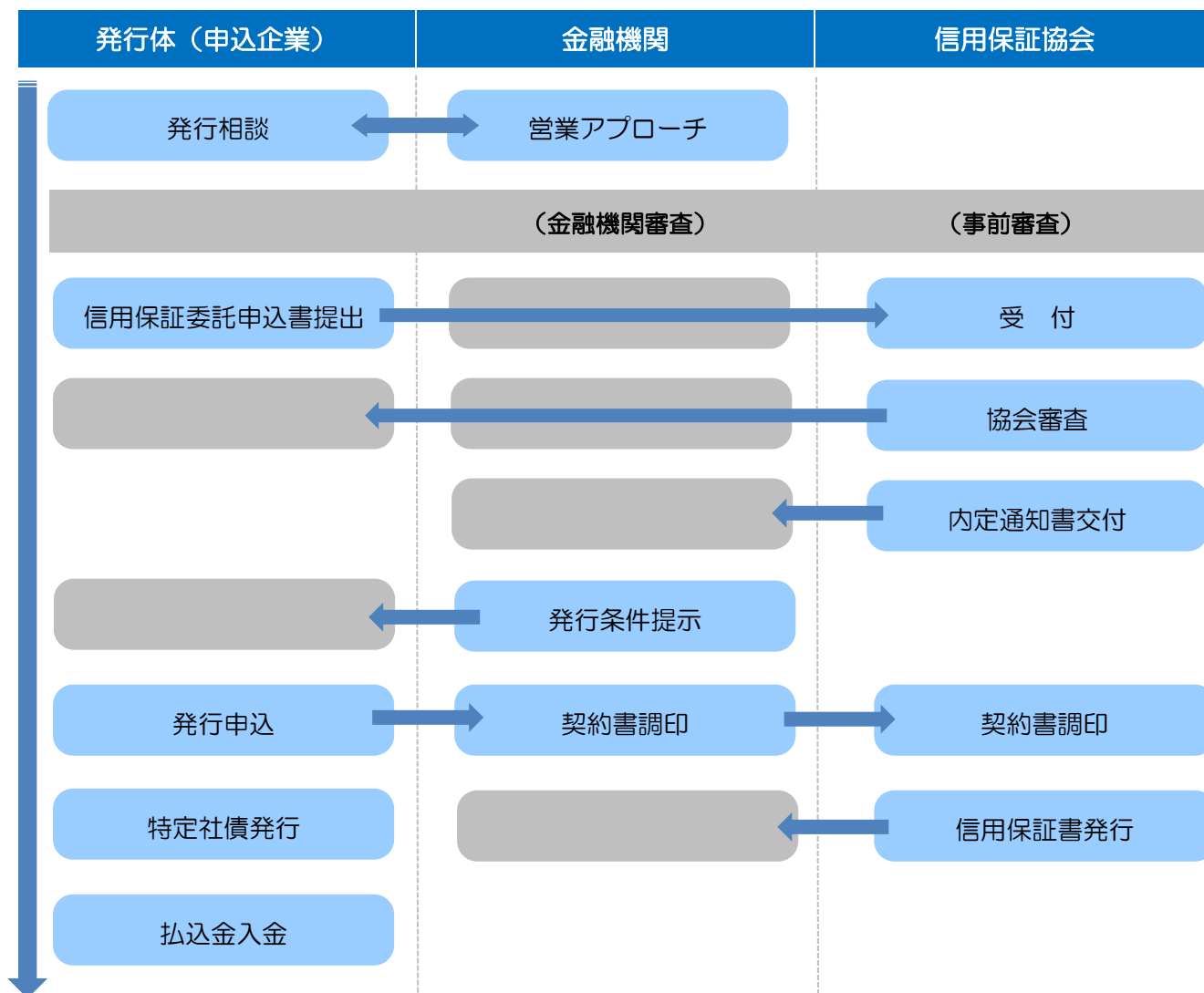
《適債基準》

項目	基準【1】	基準【2】	基準【3】	充足要件
(1)純資産額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	充足要件



(2)自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	(2)と(3) のどちらか充足
(3)純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	
(4)使用総資本 事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	(4)と(5) のどちらか充足
(5)インタレスト・ カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	

特定社債発行のスケジュール



特定社債保証申込書類の記入例

特定社債保証申込書類等のチェックリスト

書式ダウンロード

当協会へご提出いただく書式などの一部をダウンロードいただけます。
ご利用になる際は、印刷してお使いください。

金融機関向け

償還報告書（定時償還用）

名称（組織、住所等）に変更が生じた場合
名称・住所等変更報告書

償還期日到来前に社債額面の全部もしくは一部を買入消却した場合
買入消却通知書

償還期日に償還された場合
特定社債に係る保証債務消滅報告

「特定社債保証」申込企業に係る共同保証人参考意見（ひな型）